

賃貸借契約書

(長期継続契約)

1. 契約件名 複合機（令和8年1月開始）賃貸借（長期継続契約）
2. 借入場所 木更津市朝日三丁目8番1号 木更津市役所朝日庁舎 ほか
3. 賃貸借期間 自 令和8年1月1日
 至 令和12年12月31日
4. 契約金額
- | | | | |
|----------|--------|---|--------|
| (1) 固定料金 | 月額 | 金 | 円 |
| (2) 変動料金 | カラー単価 | 金 | 円／カウント |
| | モノクロ単価 | 金 | 円／カウント |
- 消費税及び地方消費税は別途加算する

5. 契約保証金

上記の賃貸借について、発注者と受注者とは、別添の条項によって公正な賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 住 所 木更津市富士見一丁目2番1号
 氏 名 木更津市
 木更津市長 渡 辺 芳 邦 印

受注者 住 所
 氏 名

印

賃貸借契約約款

（総則）

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする賃貸借契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の賃貸借期間（以下「賃貸借期間」という。）中、この賃貸借の目的物（以下「物件」という。）を発注者に貸与し、発注者は、その契約金額を受注者に対して支払うものとする。
- 3 受注者は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（指示等及び協議の書面主義）

- 第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

第3条 削除

第4条 削除

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

第6条 削除

第7条 削除

(転貸の禁止)

第8条 発注者は、この物件を第三者に転貸してはならない。ただし、書面により受注者の承諾を得たときはこの限りではない。

(公租公課)

第9条 この物件に係る公租公課は、受注者が負担する。

(物件の管理責任等)

第10条 発注者は、この物件を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 発注者は、この物件を本来の用法によって使用し、かつ、発注者の通常の業務の範囲内で使用するものとする。
- 3 この物件に故障が生じたときは、発注者は、直ちに受注者に報告しなければならない。

(物件の保守等)

第11条 受注者は、常にこの機能を十分に発揮させるため、必要な保守を仕様書等に基づき受注者の負担で行わなければならない。

- 2 受注者は、発注者から前条第3項の報告を受けたときは、受注者の負担で速やかに修理しなければならない。ただし、故障の原因が発注者の故意又は過失による場合は、この限りではない。

第12条～第16条 削除

(条件変更等)

第17条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 仕様書等に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 仕様書等の表示が明確でないこと。
- (4) 履行上の制約等仕様書等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
- (5) 仕様書等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、仕様書等の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により仕様書等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（仕様書等の変更）

第 18 条 発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書等又は業務に関する指示の変更内容を受注者に通知して、仕様書等又は業務に関する指示を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは賃貸借期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第 19 条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは賃貸借期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第 20 条 削除

（適正な賃貸借期間の設定）

第 21 条 発注者は、賃貸借期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

第 22 条 削除

（発注者の請求による賃貸借期間の変更）

第 23 条 発注者は、特別の理由により賃貸借期間を変更する必要があるときは、賃貸借期間の変更を受注者

に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（賃貸借期間の変更方法）

第 24 条 賃貸借期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が賃貸借期間の変更事由が生じた日（前条の場合にあっては受注者が賃貸借期間の変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（契約金額の変更方法等）

第 25 条 契約金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が契約金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

第 26 条 削除

（一般的損害）

第 27 条 賃貸借期間内に、物件に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第 1 項又は第 2 項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第 28 条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示が不適當であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 3 前 2 項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者

は協力してその処理解決に当たるものとする。

第 29 条 削除

(契約金額の変更に代える仕様書等の変更)

第 30 条 発注者は、第 17 条から第 19 条まで、第 23 条、第 27 条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書等を変更することができる。この場合において、仕様書等の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の契約金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査の時期等)

第 31 条 発注者は、業務が完了したときは、その日から 3 日以内に検査を行わなければならない。

- 2 発注者は、検査の結果、契約内容の全部又は一部が契約に違反、又は不当であることを発見したときは、受注者に対して修繕を求め又は完全な他の同一物件との交換を求めることができる。この場合における前項に規定する時期は、発注者が受注者から修繕又は交換を終了した旨の通知を受けた日から 3 日以内とする。

(契約金額の支払い)

第 32 条 発注者は、前条の検査を完了した後、受注者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から 30 日以内に契約金額を支払わなければならない。

- 2 この契約締結後、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約をなんら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払う。

第 33 条～第 37 条 削除

(第三者による代理受領)

第 38 条 受注者は、発注者の承諾を得て契約代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 32 条の規定に基づく支払いをしなければならない。

第 39 条 削除

第 40 条 削除

(発注者の任意解除権)

第 41 条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第 43 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第 42 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 賃貸借期間内に完了しないとき又賃貸借期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 43 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 削除

(2) 削除

(3) この業務を完了させることができないことが明らかであるとき。

(4) 受注者がこの業務の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(6) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。

(9) 第 45 条又は第 46 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(10) 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時賃貸借の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らなから、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 44 条 第 42 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第 45 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第 46 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 18 条の規定により仕様書等を変更したため契約代金が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 第 19 条の規定による業務の中止期間が賃貸借期間の 10 分の 5（賃貸借期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 47 条 第 45 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第 48 条 この契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に賃貸借を履行した部分(以下「既履行部分」という。)を検査の上、当該検査に合格した既履行部分に相応する契約金額(以下「既履行部分契約金額」という。)を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分契約金額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

第 49 条 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第 50 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。

(2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。

(3) 第 42 条又は第 43 条の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第 42 条又は第 43 条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

(2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等

4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合(前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。

5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額から既履行部分に相応する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、法定利率で計算した額とする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第 50 条の 2 受注者(設計共同体にあっては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額(この契約締結後、契約金額の変更があった場合には変更後の契約金額)の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。

以下「独占禁止法」という。)第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。))。

(2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。))に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、法定利率で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(受注者の損害賠償請求等)

第 51 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 45 条又は第 46 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第 32 条第 2 項の規定による契約金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額(当該額に 100 円未満の端数が生じたときは、これ

を切り捨てた額)の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

第 52 条 削除

(保険)

第 53 条 受注者は、仕様書等に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第 54 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで法定利率で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき法定利率で計算した額の延滞金を徴収する。

(業務の妨害又は不当要求に対する措置)

第 55 条 受注者は、業務の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団から業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 受注者の再委託業者が暴力団から業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう当該再委託業者を指導すること。また、再委託業者から報告を受けた際は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(遵守義務違反)

第 56 条 発注者は、受注者が前条に違反した場合は、木更津市入札参加資格者指名停止措置要領(昭和 61 年 3 月 14 日決定)の定めるところにより、指名停止の措置を行う。受注者の再委託業者が報告を怠った場合も同様とする。

(特約事項)

第 57 条 発注者は、翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を変更又は解除することができる。

2 前項の規定により、この契約が変更又は解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は受注者に対して損害賠償の責を負う。この場合における賠償額は発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(契約外の事項)

第 58 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

個人情報取扱特記事項

（個人情報の取扱い）

第1条 受注者は、この契約の履行に関して取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号。以下「法」という。）の趣旨に従い、適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持等）

第2条 受注者は、この契約の履行に関して取得した個人情報（法第2条第1項の個人情報で、設計図書に定める発注者から引き渡された個人情報及び受注者が作成、取得した個人情報を含む。）が適正に保護されるよう措置するものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（取扱いの禁止）

第3条 受注者は、個人情報に関し、次の各号に掲げることをしてはならない。ただし、発注者が書面により承諾した場合を除く。

- (1) 個人情報処理の第三者への委託
- (2) 契約目的以外の目的とする利用、提供
- (3) 個人情報の複写及び複製
- (4) 受注者の管理する以外のコンピュータへの入力

（個人情報の管理）

第4条 受注者は、発注者から引き渡された個人情報について、個人情報取扱責任者を定め、その職・氏名を発注者に書面により届け出なければならない。個人情報取扱責任者が変更された場合も同様とする。

2 受注者は、再委託を行った場合は、法第66条第2項において準用する同条第1項の規定により、当該再委託に係る個人情報の取扱いが適正に行われるよう、再委託先に対し必要かつ適切な監督を行うとともに当該再委託に係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理に関するすべての責任を負うものとする。

（取扱終了後の措置）

第5条 受注者は、発注者から引き渡された個人情報について、履行完了後、遅滞なく発注者に返還しなければならない。また、発注者の承諾を得て作成された複製物等については、受注者の責任で消去又は破棄し、その旨を発注者に書面により届け出なければならない。

2 受注者が、この契約の履行に関して、作成又は取得した個人情報については、この契約終了後、その内容及び契約終了後の取扱責任者を発注者に書面で報告しなければならない。

（調査・勧告）

第6条 発注者は、受注者が契約の履行に関して取り扱っている個人情報の状況について、必要に応じて調査することができる。

2 発注者は、受注者のこの契約の履行に係る個人情報の取扱いが不適当と認められるときは、必要な勧告を書面で行うものとする。

（事務従事者への周知義務）

第7条 受注者は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う事務に従事する者に対して、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

（取扱要領等の作成）

第8条 受注者は、施設管理運営業務を受託した場合、個人情報の適正な管理の確保を図るため、個人情報の取扱いに係る事務取扱要領等を作成し、発注者に報告しなければならない。

（事故報告義務）

第9条 受注者は、この契約の履行に関して個人情報を漏えい、滅失又は毀損その他不適正な取扱いが発生した場合は、発注者に対し直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

木更津市情報セキュリティポリシーに係る取扱特記事項

（趣 旨）

第1条 発注者及び受注者は、この契約の履行に関して取り扱う情報資産（木更津市情報セキュリティポリシーに関する規程第2条第1号に定義する情報資産をいう。）については、以下の条項により適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持等）

第2条 受注者は、この契約の履行に関して取得した情報資産が適正に保護されるよう措置するものとする。
また、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 発注者は、委託業務の内容により必要に応じて、受注者の業務従事者との間に秘密保持契約書を締結しなくてはならない。

（取扱いの禁止）

第3条 受注者は、情報資産に関し、次の各号に掲げることをしてはならない。ただし、発注者が書面により承諾した場合を除く。

- (1) 契約目的以外の目的とする利用、提供
- (2) 情報資産の複写及び複製
- (3) 受注者の管理する以外のコンピュータへの入力

（情報資産の管理）

第4条 受注者は、発注者から引き渡された情報資産について、情報管理責任者を定め、その職・氏名を発注者に書面により届け出なければならない。なお、情報管理責任者が変更された場合も同様とする。

2 個人情報取扱特記事項第4条の規定に基づき、個人情報取扱責任者が指定されている場合には、その者を情報管理責任者とし届出したものとみなす。

（取扱終了後の措置）

第5条 受注者は、発注者から引き渡された情報資産について、履行完了後、速やかに発注者に返還しなければならない。また、発注者の承諾を得て作成された複製物等については、受注者の責任で消去又は破棄し、その旨を発注者に書面により届け出なければならない。

2 受注者が、この契約の履行に関して、作成又は取得した情報資産については、この契約終了後、その内容及び契約終了後の取扱責任者を発注者に書面で報告しなければならない。

（調査・勧告）

第6条 発注者は、受注者が契約の履行に関して取り扱っている情報資産の状況について、必要に応じて調査することができる。

2 発注者は、受注者のこの契約の履行に係る情報資産の取扱いが不適当と認められるときは、必要な勧告を書面で行うものとする。

（事務従事者への周知義務）

第7条 受注者は、この契約の履行に関して情報資産を取り扱う業務従事者に対して、本取扱特記事項を周知しなければならない。

（取扱要領等の作成）

第8条 受注者は、施設管理運営業務を受託した場合、情報資産の適正な管理の確保を図るため、情報資産の取扱いに係る事務取扱要領等を作成し、発注者に報告しなければならない。

（事故報告義務）

第9条 受注者は、この契約の履行に関して情報資産を漏えい、毀損及び滅失その他不適正な取扱いが発生した場合は、発注者に対し速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

（本契約業務の第三者への再委託）

第10条 受注者は、本契約業務の全部または一部を第三者に請け負わせることはできない。ただし、第三者が受注者と同等以上の情報セキュリティ対策を実施していることが認められ、かつ受注者が発注者より書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。

2 受注者が第三者に本契約業務の全部又は一部を請け負わせる場合、受注者は発注者に対し当該第三者の全ての行為及びその結果について責任を負う。

（情報セキュリティ対策）

第11条 受注者は、この契約の履行に関して次の各号に定めることを実施しなければならない。

- （1） 受注者は、本市の施設内で業務を行う場合には、業務従事者に身分証明書等を携帯させ、常に明示させなければならない。
- （2） 受注者は、情報セキュリティ対策のための管理体制の整備及び業務従事者に対するセキュリティ教育を実施しなければならない。
- （3） 受注者は、作成又は取得した情報資産のリストアップ及び授受の状況を管理しなければならない。
- （4） 受注者は、作成又は取得した情報資産を閲覧・利用できる者を特定し、発注者に届出しなければならない。

（機器等の持ち込み）

第12条 受注者は、外部記録媒体及び電子計算機等（以下「機器類」という。）を本市の施設内へ持ち込もうとする場合には、事前に発注者の許可を得なければならない。

- 2 受注者は、機器類を使用する前に、当該機器類に情報セキュリティ対策が実施されていることを確認しなければならない。
- 3 受注者は、機器類を本市所有のネットワーク及び端末機等に接続しようとする場合には、事前に書面にて発注者の許可を得なければならない。

（ソフトウェア等の保守管理）

第13条 受注者は、ソフトウェア等の保守管理においてプログラムソース等を開発環境から本番環境へ移行する場合には、事前に書面にて発注者の承認を得なければならない。

- 2 受注者は、ネットワーク環境及び情報システム機器の設定変更を行う場合には、事前に書面にて発注者の承認を得なければならない。

(機器の交換及び廃棄)

第14条 受注者は、機器の交換及び廃棄を行う場合には、交換又は廃棄する機器にハードディスク等の記録媒体が含まれていないかを確認し、含まれている場合には物理的またはその他の方法により、記録媒体を破壊してから廃棄しなければならない。

- 2 受注者は、前項の作業が完了した後は、書面により発注者に報告しなければならない。

(プログラム等の開発業務)

第15条 受注者は、プログラム等の開発業務を行なう場合には、発注者に対し事前に作業工程表を提出し、開発業務が終了した時点でテスト結果等を含む作業報告書を提出しなければならない。

- 2 受注者は、開発した者と本番環境に移行する者との権限を分けて運用管理しなければならない。
- 3 受注者は、開発したプログラム等を本番環境に移行する場合には、事前に書面にて発注者の承認を得るとともに、移行前には必ずバックアップ作業を行い記録媒体等に保管しなければならない。

(リスク分析)

第16条 受注者は、この契約を履行するにあたり、本委託業務の遂行過程においてどのような情報セキュリティ対策上のリスクが発生するのか調査、分析及び評価を行い、それに対する具体的なリスク管理策を発注者に提案しなければならない。

- 2 前項の提案を受けた発注者は、受注者に対し適切な措置を講ずるよう指導及び監督しなければならない。

(定期的な報告)

第17条 受注者は、この契約を履行するにあたり、本取扱特記事項の遵守状況を定期的に発注者に報告しなければならない。

(情報セキュリティ監査への協力)

第18条 受注者は、発注者が実施する情報セキュリティ監査に係わる調査等にできる限り協力しなければならない。

(損害賠償)

第19条 発注者は、受注者の故意または過失によって、情報システム、ソフトウェア及びデータ等の盗難、滅失、または毀損等の事故が発生し、損害を受けた場合、受注者に対してその賠償を請求することができる。

- 2 発注者は、受注者の情報セキュリティ対策の不備又は瑕疵に起因して生じた損害に関しては、その賠償を請求することができる。